

# みんなで“まつさか”を きれいにしよう

## きれいで安全な まちを目指して

「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」  
(平成26年4月1日施行)では、  
喫煙マナーの向上、ごみ類・飼い犬等のふんの  
適正な処理などが規定されており、  
清潔で快適かつ安全な生活環境の  
実現を目指しています。  
また、松阪駅周辺などの市内3か所を  
**路上喫煙禁止区域**として  
指定しています。

裏面をチェック!!

一人ひとりが  
マナーを守って、  
まちをきれいに  
しましょう!



松阪市マスコットキャラクター  
ちやちやも

NO!!

### ごみのポイ捨て 禁止!

たばこの吸い殻、空き缶、  
ペットボトル、紙くずなどのポ  
イ捨てはやめましょう。



NO!!

### ペットのふんを 放置しないで!

飼い犬等のふんは持ち帰ら  
ましょう。



NO!!

### やめよう 条例違反!

条例ではたばこのポイ捨て  
や路上喫煙禁止区域での喫煙  
を禁止しており、禁止区域以外  
の場所で喫煙をする場合は、携  
帯灰皿の所持を求めています。



携帯灰皿を  
携行しましょう!

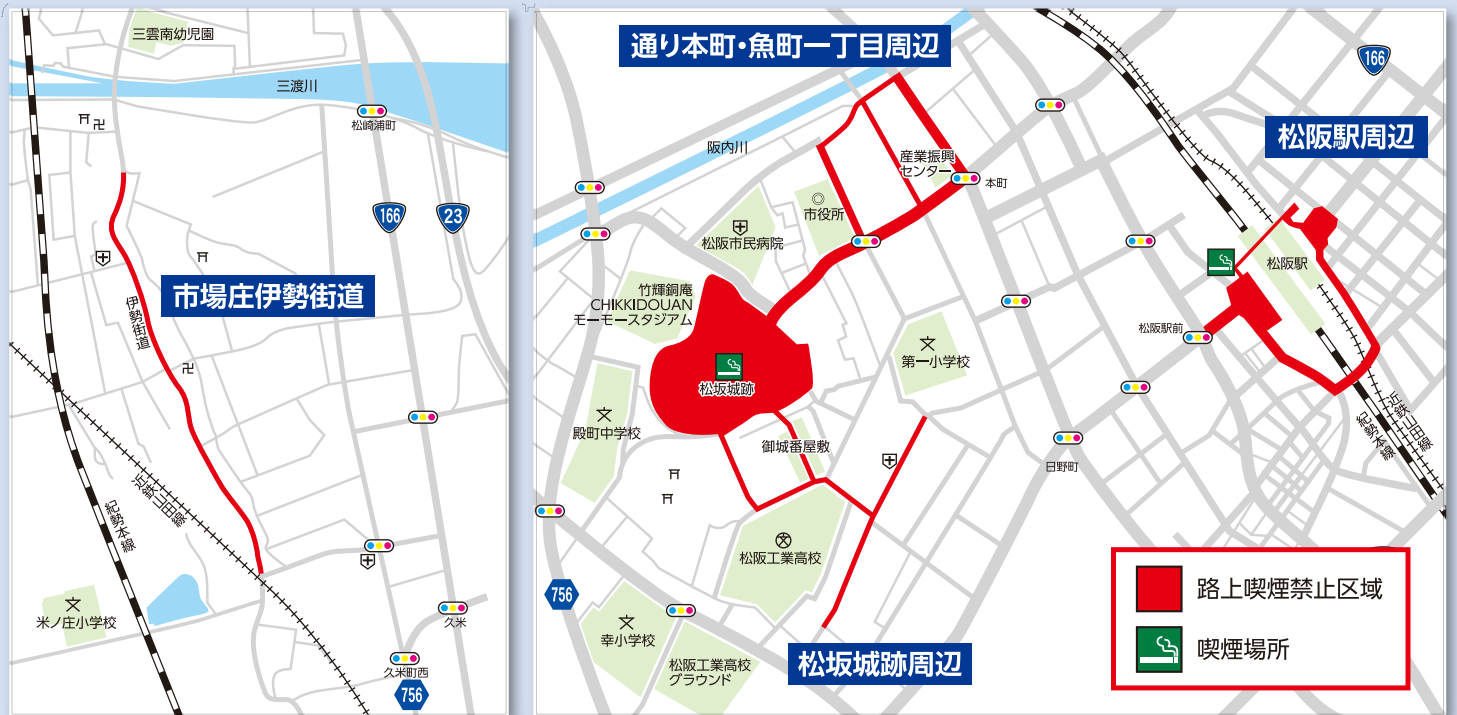
# 喫煙マナー・ルールを守りましょう!

きれいで安全な生活環境を実現するために、公共の場所で喫煙する際は、マナーを守り、周囲に対して配慮を心掛けましょう。特に、路上喫煙は吸い殻のポイ捨てにつながるだけでなく、火災の原因となったり、たばこの火が通行人に触れてしまうなどの危険性があります。



## 路上喫煙禁止区域

松阪市みんなでまちをきれいにする条例に基づき、下図のとおり**路上喫煙禁止区域**を指定しています。  
(市長が指定した喫煙場所を除く。)



## Q&A

### Q. 路上喫煙ってなあに?

A. 公共の場所でたばこを吸ったり、火の付いたたばこを持つことをいいます。立ち止まっての喫煙や歩きタバコだけでなく、自転車・自動二輪車などに乗車中の喫煙も含まれます。

### Q. なぜ路上喫煙を規制するの?

A. 路上喫煙による火災の危険や通行人へのやけどを防止したり、吸い殻のポイ捨てが少なくなることで、みんなが住みやすい「清潔で快適かつ安全なまち」、訪れたかたにとっても、歩きやすい「きれいで安全なまち」を目指すためです。

### Q. 禁止区域以外の場所では路上喫煙してもいいの?

A. 禁止区域以外の場所での喫煙を直接的に禁止する規定はありませんが、条例は清潔で快適かつ安全な生活環境を実現することを目的としています。また、健康増進法では、「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定しており、喫煙者に対して周囲への配慮義務を課しています。こういった観点からも路上喫煙は望ましくないとと言えるでしょう。  
路上喫煙する際は、通行人の有無など周囲の状況に十分配慮するようお願いします。また、吸い殻は携帯灰皿に収納するなど適正に処理してください。



お問い合わせ

松阪市役所 環境生活部 環境課  
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 TEL0598-53-4425